# 生ごみ処理機・処理容器購入に対して補助金制度があります!

家庭から排出される生ごみの減量化及び資源化対策の一環として、生ごみ処理機・処理容器を購入した方に対し、購入費の一部を補助しています。 環境クリーンセンターの補助金制度ですが、申請は朝日町役場でも受付けています。

				生ごみ処理機	生ごみ処理容器
規			格	電動または手動で作動し、生ごみを分解減容して、 堆肥化または消滅させる機器	庭や畑に設置し、土中の微生物を活用して生ごみを 分解減容して、堆肥化または消滅させる容器
補	且	b	額	購入経費の1/2	設置経費の1/2
補	助阝	艮度	額	50,000円 (1円未満切り捨て)	10,000円(1円未満切り捨て)
補具	助数量	量の制	限	各家庭につき1基まで	各家庭につき20ℓ以上の場合1基 20ℓ未満の場合2基まで
申	請	期	限	購入から30日以内	設置から30日以内

※添付書類:領収書(原本)

購入者名、購入日、本体購入金額、購入品名等が記載された領収書

※申請書には振込口座番号の記載が必要です

※申請用紙は朝日町ホームページからもダウンロードできます

トップページ 〔暮らしの情報〕暮らし・手続>ごみ・環境・動物>ごみ>ごみとリサイクル 〔ライフメニュー〕ごみ・環境>ごみとリサイクル

問い合わせ先 町民環境課 TEL 377-5653 朝日町、川越町組合立環境クリーンセンター TEL 365-9017

# スズメバチ駆除補助金交付制度をご活用ください

業者に依頼し、スズメバチ(アシナガバチ、ミツバチ等を除く)の巣の駆除をされた方に対して費用の一部を補助します。

## ★補助金額

スズメバチの巣の駆除作業に要した業者委託費用の2分の1 (1,000円未満切り捨て、上限20,000円)を補助します。ただし、駆除のため建物等の一部を損壊する必要が生じた場合の費用及びその復旧に係る費用は除きます。なお、補助金の交付は一世帯につき年1件までとし、予算の範囲内で交付します。

#### ★補助金の対象

現にスズメバチが活動している巣で、おおむね周囲10メ

ートル以内に人が立ち入る可能性があるもので、朝日町内 に限ります。

#### ★補助金の交付対象者

町税等を滞納していない方で、駆除業者 (スズメバチの 巣の駆除を業とする業者) に委託してスズメバチの巣の駆 除をする方。法人および公共団体を除きます。

#### ★交付申請

スズメバチの巣の**駆除を行う前**に補助金 交付申請書等を提出してください。

# ハチの巣駆除用防護服貸出制度をご活用ください

個人でハチの巣を駆除される場合に使用できるようハチの巣駆除用防護服を貸し出します。

# ★貸出対象者

町内に住所を有する個人又は団体で、ハチ 等が営巣している建物又は土地の所有者から 駆除の承諾を得ている方。ただし、営利を目 的とした個人又は団体には貸出をしません。

## ★貸出の申込及び貸出期間

貸出の7日前までに申請書を町民環境課に提出してください。貸出期間は貸出日の翌日から起算して3日以内です。

## ★貸出費用

貸出費用は無料です。

※両制度の申請書類等、詳細につきましては、町民環境課(TEL 377-5653)までお問合せください。本制度を活用いただき、できる限り早期の駆除をお願いします。

